



法人こおりやま

2019. 10

第496号



題名/紅い太陽が集落に(6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
 もっと積極的な経営をめざしたい。
 社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を
 支援する全国組織、それが**法人会**です。
 随時、新入会員を募集しておりますので、
 ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
 ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

目次

トピックス	8
令和2年度税制改正提言事項	4
特別寄与料について	3
税のミニ通信	
年末調整及び	
消費税軽減減税率制度説明会の	2
お知らせ	

税務署ニュース

年末調整及び消費税軽減税率制度説明会 のお知らせ

郡山税務署では、令和元年分の年末調整関係事務及び消費税軽減税率制度に係る説明会を下記の日程等により開催いたします。

記

1 年末調整説明会

日時	受付開始時刻	説明会 開始・終了時刻	会場名	対象地域
11月21日 (木)	9時30分	10時00分 ～11時35分	けんしん郡山 文化センター (中ホール)	郡山市
	13時00分	13時30分 ～15時05分		
11月22日 (金)	13時00分	13時30分 ～14時55分	田村市文化 センター	田村市 三春町 小野町

- (1) 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等のご都合が合わない場合は、他の会場への出席が可能です。(その際の郡山税務署へのご連絡は不要です。)
- (2) けんしん郡山文化センターは駐車場がありませんので、公共の交通機関をご利用ください。
- (3) 説明会で使用する書類は10月下旬の送付を予定しております。

2 消費税軽減税率制度説明会

日時	説明会開始・終了時刻	会場名
11月21日(木)	11時45分～12時30分	けんしん郡山文化センター (中ホール)
	15時15分～16時00分	
11月22日(金)	15時05分～15時50分	田村市文化センター

- 消費税軽減税率制度説明会の参加は自由です。
- 説明会で使用する書類は当日会場にて配付いたします。

【お問合せ先】

≪年末調整説明会≫
郡山税務署 法人課税第二部門(源泉所得税担当)
電話 024-932-2057
≪消費税軽減税率制度説明会≫
郡山税務署 法人課税第一部門
電話 024-932-2045

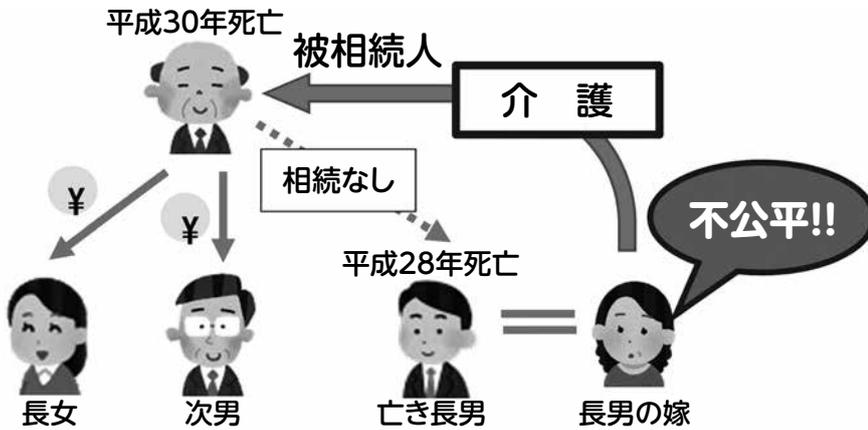
税のミニ通信

特別寄与料について

東北税理士会郡山支部
税理士 宮田 一枝

【1】制度創設の背景

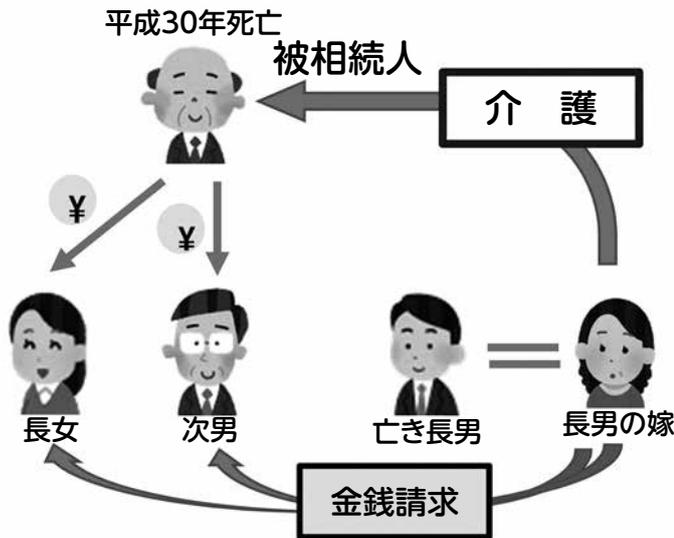
高齢化社会が進展して、要介護高齢者が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢にも変化がみられるようになりました。そして、民法相続編改正の議論において、次のような問題が提起されました。



相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行ったとしても、寄与分を認められるのは相続人に限ることから、例えば、亡き長男の妻が、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産を相続財産の分配を受けることができないこと。

【2】特別寄与料の請求権の創設

平成30年度民法改正により、民法相続編に「第9章特別の寄与」が設けられました。



これにより被相続人に対して、無償で療養看護やその他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の相続人でない親族については、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の特別寄与料の支払いを請求できるようになります。これは、遺産分割の手続きが過度に複雑にならないように、遺産分割は従前と同様に相続人だけでおこなうこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたものです。

【3】相続税法の対応

- ① 特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。(新相法4③)
- ② 記①の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。(新相法29)
- ③ 相続人が支払うべき特別寄与料は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除します。(新相法13④、21の15②)
- ④ 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記①の事由が加えられます。

特別寄与者については、被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者であることから、特別寄与料は、相続税額の2割加算の対象となります。

上記の改正は、2019年7月1日以後に開始する相続について適用されます。

適正な負担と給付の重点化・効率化で、 持続可能な社会保障制度の確立を！



法人会

令和2年度 税制改正提言

法人会はこのほど、令和2年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

危機的な我が国財政の健全化への道のりは後退を重ね続け、憂慮の念は禁じ得ず、先ずもって、税制改革に不退転の決意で取り組んでいくことを強く求めています。

税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,100兆円を越し国内総生産（GDP）のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなっている。

振り返ってみると、平成初頭期には赤字国債の発行ゼロを達成したのだから、その後のおよそ30年間にいかに借金を積み上げた時代だったか

ある。

デフレの長期化という側面があったにせよ、ここまで財政を悪化させた主因が社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」の税財政構造に根差していることは言うまでもない。

裏返してみれば、目指すべき「中福祉・中負担」への転

換がなされなかったのである。

我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることは、かねてより周知の事実であった。

その問題解決には「受益」を大胆に抑制し、「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がないことも明白であった。

にもかかわらず、政治は一部の政権を除いて問題を放置、

解決策の先送りを繰り返してきた。

とりわけ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目的にした「社会保障と税の一体改革」で定めた消費税率10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であった。

今般、この税率引き上げがやつと実現の運びとなったが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざるを得まい。

「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。

そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務である。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなったが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上

げる予定だったのだから、実に4年遅れたことになる。

しかも今回の引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があった。

ひとつは消費税の使途拡大である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた使途を幼児教育無償化にまで拡大したのである。

これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も変質してしまった。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。

増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、ポイント還元や公共事業など2,3兆円の財政措置を行ったのである。

いくら税率引き上げへの環境整備が必要だったとはいえ、増税による税収増を財政支出が上回ったのでは、何のための増税なのか本末転倒の誹りは免れまい。

財政健全化目標に至っては、財政規律など存在しないも同然となっている。

特稿 令和2年度税制改正への法人会提言

政府は昨年、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P B）の黒字化目標達成を消費税率引き上げ延期に伴い2020年度から25年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2019）でもこれを踏襲した。

しかし、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には2.3兆円の赤字が残るとしている。

昨年策定された2021年度の中間目標である①P B赤字の対G D P比を1.5%程度、②債務残高対G D P比を180%台前半、③財政収支赤字を対G D P比3%以下——という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のP B黒字化目標以上の問題を内包している。

なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対G D P比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。

つまり、国民に誤解を与えやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

そして今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。

この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年度であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のP B黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

(1) 一般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。

2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に

取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 一般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。

また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2

040年には、社会保障給付費が190兆円（2019年度 約124兆円）に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。

とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。

これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となる。

また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の努力規定として求めていくことを盛り込んだが、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。

さらに、将来の廃止も検討されている在職高齢者年金制度については、将来世代の年金

財源への影響を考慮すれば慎重であるべきであろう。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真

特集 令和2年度税制改正への法人会提言

に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。しかし、政府・議会がこ

の国民の要請に応えているとはとても言えない。

たとえば「一票の格差是正」や合区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。

一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減に逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられても仕方あるまい。

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人

の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいというえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は、軽減税率制度だけでなく、これら経済対策についても国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

すでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、か

つ極めて重要である。

このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をと

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。その背景には米国が金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。

「骨太の方針2019」はAI活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり革命」、長時間労働の是正などによる「働き方

るべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

改革」といった経済社会の活性化策を打ち出しているが、焦点が絞られていないうえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の「一丁目一番地」であったはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・EU(欧州連合)経済連携協定(EPA)の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担

特集 令和2年度税制改正への法人会提言

中小企業の活性化策もより重要になる。そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（29.74%）したが、「先進国クラブ」と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変りはない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確

立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。

また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中

小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制

度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月

Ⅲ 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる

市町村合併を推進し、合併メニューを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自

末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。



「お寺de恋活」開催

9月14日、「お寺de恋活」を曹洞宗鬼生山廣度寺(郡山市西田町)で開催し、男女17名(男性9名、女性8名)が参加した。今回は落語家の春風亭一蔵氏に進行も担当していただくため、参加者と一緒にバスに乗込み、車内を盛り上げながら郡山駅を出発しお寺へと向かった。

到着後、はじめにプロフィールカードを使いながら1対1の自己紹介を行い、男女ともに積極的に自己アピールをした。

次に座禅堂での座禅体験。座禅堂へ入る際の歩き方や座禅の足の組み方、呼吸法等を教わり座禅にトライした。静かな空間で雑念を切り離すことの難しさを感じつつ心を鎮め、自分と向き合う良い機会となった。その後、鬼生田顕英副住職の法話を聞き昼食会場へと移り、自由に移動しながら終始和やかに食事を楽しんだ。その後、お待ちかねの生落語。一蔵氏に一席披露していただいた。初めて落語を聞いたという参加者も多く、大笑いしてリラックスできたようだった。フリータイムではお茶を飲みながら会話を楽しむグループや気になる相手と境内を散歩するなどして、それぞれの時間を過ごした。

最後にマッチングタイム。それぞれ気になる方をマッチングカードに記入し、お互いが名前を書いてあればマッチング。その後、男性から女性へ直接告白する「告白タイム」を行い、合計4組のカップルが誕生した。



境内を散歩する参加者



落語を披露する春風亭一蔵氏

福島県法人会連合会青年部会連絡協議会 第27回 会員研修会「郡山大会」講演会開催

日時 令和元年 10月25日(金) 14:00~15:30

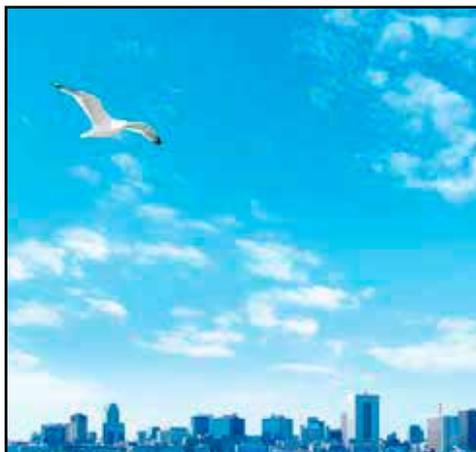
会場 郡山ビューホテル本館(郡山市中町3-1)

講演会 演題:「やってみる」から、はじめよう

講師:株式会社 岩谷技研 代表取締役 岩谷 圭介氏

一般公開
聴講無料

※聴講ご希望の方は、郡山法人会事務局まで。(TEL:024-933-7777)



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみならず共に歩んでまいりました。これからも会員のみならずお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社
郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211